

■成年後見制度と日常生活自立支援事業

認知症や知的障がい、精神障がいなどで、判断能力が不十分な方を支援する制度として、「成年後見（法定・任意後見制度）」と「日常生活自立支援事業」がある。2つの制度はよく似ており、日常生活自立支援事業は、ご本人との契約に基づいて、福祉サービスの利用援助や日常生活費の管理等に限定して援助するのに対し、成年後見制度は、財産管理や福祉施設の入退所などの生活全般の支援に関する契約等の法律行為を援助する。

	日常生活自立支援事業	成年後見制度（法定後見制度）
概 要	日常的な生活援助の範囲内で支援を行う。	財産管理や身上監護に関する法律行為全般を行う。
対象者	認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等	
	判断能力が不十分ではあるが、本事業の利用の意思と契約内容が理解できる人	精神上の障がいにより意思表示をする能力が不十分（補助）、著しく不十分（保佐）、欠く状況（後見）にある人
支援内容	○日常的な預金の払戻し、預入れ等の生活費の管理、福祉サービス利用料の支払い手続き ○福祉サービスを利用する際の契約手続き等の援助 ○通帳・印鑑・年金証書等の預かり等	○預金、不動産、証券など財産全般の管理 ○施設への入退所契約、治療入院契約 ○不動産の売却や賃貸契約・解約 ○消費者被害の取消し
身元保証（連帯保証）	行う権限なし ※医療費や施設等利用料の支払いは可	行う権限なし ※入院・入所手続き、医療費の支払い、緊急時の病院等への駆けつけ対応は可 死後事務（家庭裁判所の許可が必要）
支援者	鈴鹿日常生活自立支援センター（専門員・生活支援員）	成年後見人、保佐人、補助人 鈴鹿市後見サポートセンター
費用報酬	相談は無料 サービスの利用は有料（減免有）	家庭裁判所が本人の資産状況等を考慮して決定
実施主体	都道府県社会福祉協議会	家庭裁判所

■民間の身元保証会社等

本人との契約に基づき、入院や福祉施設・住居への入居に必要となる「身元保証」、自宅や福祉施設、病院で生活をする中で必要となる「日常生活支援」、緊急搬送されたり危篤となった際に病院等に駆けつける「緊急時の支援」、亡くなった後の葬儀・納骨等の「死後事務の支援」等を主に行う。

費用面については、生活保護や低所得者向けのプランを用意する会社も一部ありますが、資産有の方は通常、上記支援に関する費用として数十万円かかることが一般的である。

鈴鹿市周辺では、（一社）三重県シルバー福祉協会の「高齢者生活支援制度」、（一社）Bricks&UKの「みまもり家族」、元気じるし株式会社の「シニア24時間見守りサービス」等が身元保証業務を実施中。